

## 千歳市営住宅使用料等収納業務委託契約書（案）

千歳市（以下「発注者」という。）と （以下「受注者」という。）とは、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、千歳市手数料徴収条例に基づく証明手数料（以下「使用料等」という。）の収納業務について、次のとおり契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 発注者は、千歳市営住宅及び共同施設の指定管理者による管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条第3項の規定により、使用料等の収納業務（以下「委託業務」という。）について受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

### （処理の方法）

第2条 受注者は、法令を順守し、本契約書の定めのほか、別紙「千歳市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」、「千歳市営住宅使用料及び駐車場使用料収納業務委託仕様書」により委託業務を処理しなければならない。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 この契約に係る委託料は、協定書第22条の指定管理料に含むものとする。ただし、第9条に規定する報奨金は各年度の収入結果に応じて別途支給する。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除とする。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （再委託等の禁止）

第8条 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### （報奨金）

第9条 受注者が、会計年度中に、発注者が定める基準収納率以上の現年度使用料収入を確保した場合、また金額にかかわらず過年度の使用料を収納した場合には、発注者は、別表1の規定のとおり算定した報奨金を受注者に支払うものとする。

### （業務担当員）

第10条 発注者は、受注者の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受注者に通知するものとする。業務担当者を変更した場合も同様とする。

### （収納業務従業員）

第11条 受注者は、委託業務に従事する受注者の従業員（以下「受注者の従業員」という。）につ

いて、その者の氏名をあらかじめ文書により発注者に届け出て、発注者の了承を得なければならない。

( 収納業務処理責任者 )

第 12 条 受注者は、受注者の従業員の中から収納業務処理責任者を定め、発注者に通知するものとする。収納業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

( 収納業務処理責任者の変更請求等 )

第 13 条 発注者は、収納業務処理責任者が委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受注者に対し、その変更を請求することができる。

2 受注者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を発注者に通知しなければならない。

( 業務内容の変更等 )

第14条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更し、又は全部若しくは一部を中止することができる。この場合において、発注者は受注者と協議しこれを定め、受注者に対し書面により通知するものとするものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における発注者の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

( 調査等 )

第15条 発注者は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

( 実績報告書 )

第 16 条 受注者は、年度末及び各会計年度の出納整理期間が終了した時点で、速やかに当該委託業務の処理成果を記載した実績報告書を作成して発注者に提出し、その確認を受けなければならない。

( 発注者の解除権 )

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 業務が履行不能であるとき。

(2) 第 19 条に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

(3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又はその他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又はその他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、発注者が前項の催告をしたにも関わらず、受注者がその違反を是正せず、この契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 発注者は、委託契約が完成するまでの間は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに受注者に通知しなければならない。

第18条 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 受注者が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 受注者が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。））を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取

り消されたときを含む。)

(3) 受注者が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

(5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。))又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。)における受注者に対する命令とし、これらの命令が受注者以外のもの又は受注者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受注者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は見積書の提出が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。)

(6) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条(独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

(受注者の解除権)

第 19 条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により委託業務の処理が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 20 条 第 16 条第 3 項又は第 19 条の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害があるときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。
- 4 委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、受注者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、発注者と受注者とは双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

	所在地	千歳市東雲町2丁目34番地	
発注者	名称	千歳市	
	代表者	千歳市長	印

受注者	所在地	〇〇	
	名称	〇〇	
	代表者	〇〇	印

## 報奨金制度について

千歳市営住宅使用料等収納業務委託契約書第 9 条に規定する報奨金の算定は以下のとおりとする。

## 1. 報奨金の算定基準

## (1) 現年度

令和 6 年度から令和 10 年度までは、出納閉鎖時の市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の最終収納実績により算定する。

契約最終年度の令和 10 年度については、令和 11 年 3 月末日時点の収納実績により算定する。

令和 11 年 3 月 31 日以前に、現在の指定管理者と継続して令和 11 年度以降の収納業務委託契約を結んだ場合に限り、令和 10 年度についても の方式を用いず の方式によって算定することができる。

## (2) 過年度（滞納繰越分）

各年度とも年度末（3 月末日）時点の収納実績により算定する。

## 2. 基準収納率

## (1) 現年度

令和 6 年度から令和 9 年度までの基準収納率は次の値で固定する。

市営住宅使用料の基準収納率 98.0%

市営住宅駐車場使用料の基準収納率 99.0%

令和 10 年度は令和 11 年 3 月末日時点の収納率を算定対象とするため、次のとおりとする。ただし、1 - (1) - の方式による場合は、上記 の基準収納率を用いることとする。

市営住宅使用料の基準収納率 91.0%

市営住宅駐車場使用料の基準収納率 92.0%

## (2) 過年度（滞納繰越分）

過年度については基準収納率を設けない。

## 3. 報奨金の算定方法

## (1) 現年度

収納率が基準収納率を上回った場合には、上回った収納額の 20% に相当する額を報奨金とする。

市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料ともに基準収納率に達した場合は、 に加えて達成報奨金 1,000 千円を支給する。

(2) 過年度(滞納繰越分)

過年度分の報奨金については、指定管理者が現金領収書により収納したもの、又指定管理者が契約期間中に発行した随時納付書(分割納付書を含む)によって指定納付場所から払い込まれた収納額の合計に対して10%に相当する額を報奨金とする。

(3) 千歳市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱第5条以降に規定する滞納処分等によって、市が入居者若しくは連帯保証人等から直接収納した使用料については、上記(1)(2)の収納実績額から差し引くものとする。

4. 報奨金の計算式

現年度 (当該年度最終収納額 - 当該年度最終調定額 × 基準収納率) × 20%

過年度 指定管理者が収納した実績額 × 10%

市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料とも、各々の計算の結果生じた1円未満の端数を切り捨て、すべて合算した後に千円未満の端数を切り捨てる。

5. 支払方法

各年度の実績報告書を精査し、当該報奨金の額を確定(指定管理者に通知)した後、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に報奨金を支払うものとする。